

東大阪大学柏原高等学校同窓会

柏友会 会則

目 次

第1章 総則

- 第1条 (称号)
- 第2条 (目的)
- 第3条 (事業目的)
- 第4条 (事務局)

第2章 会員

- 第5条 (組織)
- 第6条 (除名)

第3章 役員

- 第7条 (役員数)
- 第8条 (名誉会長)
- 第9条 (顧問)
- 第10条 (役員選出)
- 第11条 (役員職務)
- 第12条 (任期)

第4章 会議

- 第13条 (理事会・執行部会)
- 第14条 (総会)
- 第15条 (定期総会)
- 第16条 (総会の要求)
- 第17条 (理事会の構成)
- 第18条 (理事会の招集)
- 第19条 (総会・理事会の議決)

第5章 会計

- 第20条 (入会金)
- 第21条 (会計年度)
- 第22条 (寄付)
- 第23条 (収支決算)

付 則

第1章 総則

第1条 (称号)

本会は、柏友会（柏原高等学校同窓会）と称する。

第2条 (目的)

本会は会員相互の親睦を図り、及び在校生の後援、母校の発展に寄与する事を目的とする。

第3条 (事業目的)

本会は、その目的を達するために下記の事業を行う。

1. 総会及び理事会等の開催
2. 卒業生、在學生、及び母校に対する後援
3. 会員情報の適切な管理・保管
4. 卒業生相互の親睦を図る
5. その他本会目的達成のために必要な事項

第4条 (事務局)

本会は、事務局を下記の住所、柏原高等学校内に置く。

事務局住所／〒582-0001 柏原市本郷5丁目993 電話番号／072-972-1565

第2章 会員

第5条 (組織)

本会は、下記の会員をもって組織する。

1. 正会員
 - (1) 柏原高等学校卒業生
 - (2) 中途転・退学者で、会員3名以上の推薦を受け理事会の承認を得た者
2. 名誉会員 母校または本会に功労のあった者で、理事会で推薦承認された者
3. 準会員 柏原高等学校在学中の者
4. 特別会員 柏原高等学校の在職教職員・退職教職員

第6条 (除名)

会員が本会の体面を毀損した場合は、総会決議により除名することができる。

第3章 役員

第7条 (役員数)

本会に下記の役員を置く。

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| 1. 名誉会長 | 1 名 |
| 2. 会長 | 1 名 |
| 3. 会長代行 | 1 名 |
| 4. 顧問 | 1 名 |
| 5. 副会長 | 2 名 |
| 6. 常任理事 (監査・会計を含む) | 4 名 |
| 7. 理事 | 8 名 |
| 8. 幹事 | 生徒会活動 OB 同期代表・部活動 OB 会代表 |

第8条 (名誉会長)

名誉会長は、学園理事長を推す。

第9条 (顧問)

本会に顧問をおき柏原高等学校校長または副校長を推す。

第10条 (役員選出)

前条に定める役員は次に掲げる方法により選出する。

1. 会長、会長代理、副会長、常任理事及び理事は、理事会において会員の中から選出する。
2. 会長、会長代理、副会長は在任中常任理事となる。

第11条 (役員職務)

役員の仕事は下記の通りとする。

1. 会長及び会長代理は、本会を代表し、総会、理事会を招集し、その議長となる
2. 副会長は、会長を助け、会長に事故あるときは、これを代表する
3. 常任理事は、理事会を組織し、会長の招集に応じ、その決議により一切の会務を処理する
4. 常任理事は、理事会の決議により会計、事業、庶務等の常務を分担し運営する
5. 監査は、本会に関する一切の会計を監査する
6. 会計・書記は、本会の会計事務、各会議の記録及びその保管をなす

第12条 (任期)

役員の仕事は、4月1日～翌年3月31日までの1年とする。

第4章 会議

第13条 (理事会・執行部会)

本会の会議は、総会、理事会および執行部会とする。

第14条 (総会)

総会及び理事会は、会長が招集し、総会の議長は総会で選出し、理事会は会長が議長となる。

第15条 (定期総会)

定期総会は、5年毎にこれを開く。役員承認、事業報告、及び会計報告を行い、必要事項を討議する。

第16条 (総会の要求)

総会は、会長及び理事会が必要と認めた時、または正会員の3分の1以上の要求があった時これを開く。

第17条 (理事会の構成)

理事会は第7条に規定する役員をもって構成する。会議は年数回定期にこれを開く。

また会長及び理事の3分の1以上が必要と認めた時、臨時にこれを開く。

但し、理事会は理事の3分の1以上の出席がなければ決議することができない。

緊急で止むを得ないときは理事会の議決をもって総会決議に代える事ができる、但しその場合には、次期総会において承認を求めるものとする。

第18条 (理事会の招集)

理事で理事会を構成する。会長が随時これを招集しその議長となる。

第19条 (総会・理事会の議決)

総会及び理事会は、出席者の過半数をもって決議する。賛否同数の場合は、議長がこれを決定する。但し特別会員、準会員は総会において議決権をもたない。

第5章 会計

第20条 (入会金)

正会員または準会員は、入会金及び終身会費として、入会時に、所定額を納入する。

第21条 (会計年度)

本会員の会計年度は毎年4月1日に始め3月31日に終わる。

第22条 (寄付)

本会は、その経費に当てるため会員その他から寄付を受けることができる。

第23条 (収支決算)

本会の収支の決算は、監査を経て総会に報告し、承認を受けることができる。

付 則

第24条 (会則の変更)

この会則の変更は、理事会の3分の2以上の同意がなければ行うことができない。

第25条 (会則の規定)

この会則に規定されていない事項については、理事会でこれを定める。

第26条 (役員承認)

役員任期中に理事会を開催できない場合は名誉会長に報告し、承認を求めるものとする。

第27条 (幹事の臨時選出)

幹事に不都合の生じた場合は関係者折衝の上、会長が事務局を通じ該当OB会の新代表を選出し、第10条の4項の規定により随時理事会で任命することが可能である。

第28条 (幹事の選出)

幹事は同期代表者・クラス代表者より選出する。

第29条 (内部規定の作成)

理事会は運営上必要とする柏友会内部規定を理事会過半数の承認で作成遵守する。

第30条 (会費の変更)

同窓会終身会費徴収額の改訂変更は理事会の議決を経て、前年度中に学校長と協議し決定する。

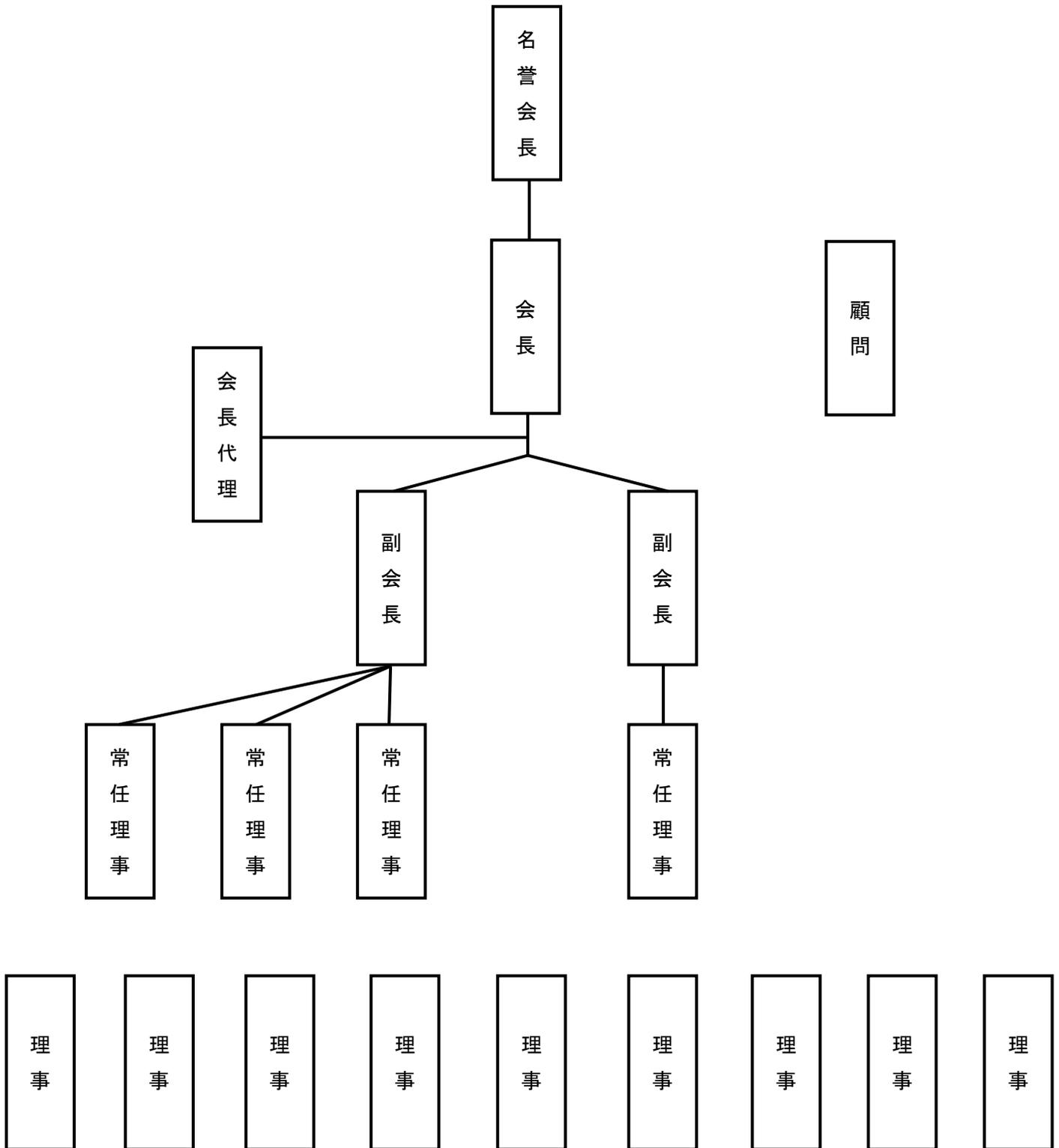
第31条 (総会開催時の安全基準)

総会を含める単年度同窓会開催の進行方法や名簿管理はその時の法律基準に従い、当会内規を随時定めて事故等のない安全基準を設ける。

第32条 (補助制度)

柏友会理事会は学年総会の助言と補助制度を別途内規に設けて開催を推奨する。

組織図



- ・昭和 41 年 03 月 31 日付制定
- ・昭和 45 年 10 月 03 日施行
- ・昭和 52 年 10 月 01 日改訂発効
- ・昭和 59 年 10 月 21 日再訂施行
- ・昭和 63 年 10 月 30 日再訂施行
- ・平成 05 年 10 月 17 日再訂施行
- ・平成 10 年 10 月 18 日再訂施行
- ・平成 15 年 10 月 26 日再訂施行
- ・平成 30 年 04 月 01 日制定・施行